

岐阜県公報

第二千四百二十四号
平成二十五年三月一日

(金曜日)

目次

告示

浄化槽法に基づく水質に関する検査の業務を行う者の指定	(廃棄物対策課)	一一一
道路の区域変更	(道路維持課)	一一二
道路の供用開始	(同)	一一二

議会告示

岐阜県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程	(議会総務課)	一一三
-----------------------------	---------	-----

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会)	一一五
政治団体の異動事項の公表	(同)	一一六
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	一一七
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	一一八

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	一一八
県営土地改良事業の換地処分	(農地整備課)	一一八
基本測量の終了	(用地課)	一一八
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課)	一一九
平成二十五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築指導課)	一二〇
平成二十五年岐阜県警察官A採用試験の実施	(人事委員会)	一二一
落札者等に関する公示	(会計課)	一二四

告示

岐阜県告示第九十二号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十七条第一項の規定により水質に関する検査の業務を行う者を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名

財団法人岐阜県環境管理技術センター
岐阜市六条大溝四丁目一三番地六号

理事長 熊崎守男

二 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間

岐阜県下全域

平成二十五年四月一日から
平成二十八年三月三十一日まで

三 検査の手数料

1 浄化槽法第七条に定める水質の検査

処理対象人員二十人槽まで	九千円
処理対象人員二十一人槽から五十人槽まで	一万五千五百円
処理対象人員五十一人槽から百人槽まで	一万二千五百円
処理対象人員百一人槽から三百人槽まで	一万四千五百円
処理対象人員三百一人槽から五百人槽まで	一万六千五百円
処理対象人員五百一人槽以上	三万四千五百円

2 浄化槽法第十一条に定める水質の検査

- 処理対象人員二十人槽まで 四千五百円
- 処理対象人員二十一～五十人槽まで 七千円
- 処理対象人員五十一～百人槽まで 八千円
- 処理対象人員百一人槽から三百人槽まで 一万円
- 処理対象人員三百一人槽から五百人槽まで 一万二千元
- 処理対象人員五百一人槽以上 三万円

四 指定をした年月日

平成二十五年三月一日

五 検査業務の開始予定年月日

平成二十五年四月一日

岐阜県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
大西線	瑞浪市日吉町字蛸子二一六二番一地从先から	瑞浪市日吉町字蛸子二一六二番一地从先から	別前	六・三・七	二五〇・一	
同市同町字帆口二二五一番三地从先まで	同市同町字帆口二二五一番三地从先まで	同市同町字帆口二二五一番三地从先まで	後	二・三・九	二五〇・一	

岐阜県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
大垣線	羽島市正木町新井五丁目官公無番地先（二二四二番）から	羽島市正木町三ツ柳字外河原木曾川右岸堤防敷地先（二二五七番一）から	四六・九	平成二〇・三・一	平成二〇・二・一九
笠下松線	同市正木町大浦字柳原木曾川右岸堤防敷地先（二六番四七）まで	同市正木町大浦字柳原木曾川右岸堤防敷地先（二六番四七）まで	五三・〇	平成二〇・三・一	平成二〇・二・一九

岐阜県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又ははの決定又は変更の告示年月日)
一般国道	二百五十六号	加茂郡白川町上佐見字女夫洞五〇三二番二地先から同郡同町同字田ノ野五〇四六番一地先まで	一九六〇	平成二五・三・一	平成二四・三・九

議会告示

岐阜県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県議会告示第一号

岐阜県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

岐阜県政務調査費の交付に関する規程(平成十三年岐阜県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県政務活動費の交付に関する規程

第一条中「岐阜県政務調査費の交付に関する条例」を「岐阜県政務活動費の交付に関する条例」に、「基づく政務調査費」を「基づく政務活動費」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条を第七条とする。

別表を削る。

別記第一号様式(中)「政務調査費請求書」を「政務活動費請求書」に、「岐阜県政務調査費の交付に関する条例」を「岐阜県政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
別記第二号様式を次のように改める。

「政務調査費」や「政務活動費」に
 「経費項目」

調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費
資料作成費	事務所費	事務所費	人件費	
資料購入費				

を

調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情等活動費	会議費
資料作成費	資料購入費	事務所費	事務所費	人件費

に

とする。

「経費」や「内訳」に於て、

「政務調査費収支報告書等」や「政務活動費収支報告書等」に於て、

「政務調査費収支報告書等」や「政務活動費収支報告書等」に於て、

「政務調査費収支報告書等」や「政務活動費収支報告書等」に於て、

「政務調査費収支報告書等」や「政務活動費収支報告書等」に於て、

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
日本未来の党岐阜県第2区総支部	橋本勉	松田光世	大垣市林町5-23	衆議院議員

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
---------	--------	----------	------------

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

改正後の岐阜県政務活動費の交付に関する規程（以下「新規規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務活動費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

平成二十五年三月一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

大久保ためよし後援会	中 村 實 義	大久保 ゆかり	揖斐郡揖斐川町春日香六498 1
大西恵子後援会	大 西 恵 子	窪 田 信 博	揖斐郡揖斐川町腰永1215 18
大西まさみ後援会	村 瀬 幸 司	村 瀬 佐 一	揖斐郡揖斐川町外津波1335 1

岐阜県選挙区選挙区民会北川支部十五号

岐阜県選挙区民会北川支部十五号(田保三十三号共選区民会北川支部)支部長一原の報告によれば、選挙区民会北川支部の選挙区が選出されたので、同支部長一原の報告によれば、選挙区民会北川支部を次のとおり報告する。

平成二十五年三月一日

岐阜県選挙区選挙区民会北川支部

秘書長 大 塚 保 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党輸之内町支部	会 計 責 任 者	高 橋 愛 子	北 島 登
民主党岐阜県第3区総支部	会 計 責 任 者	矢 田 泰 崇	近 藤 健 道
安藤いわお後援会	名 称	安藤いわお後援会	安藤いわおを育てる会
安藤たかひろ後援会	会 計 責 任 者	安 藤 弘 子	安 藤 正 敏
石神真を励ます会	主たる事務所の所在地	山県市佐野65 2	山県市佐野199 2
神谷たくお後援会	名 称	神谷たくお後援会	緑苑団地を育てる会
	政治団体の区分	その他の政治団体	政党の支部
国民の生活が第一連合会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項国会議員関係政治団体
	(公職の種類)		衆議院議員

政治団体の区分	その他の政治団体	政党の支部
国民の生活が第一区岐阜県第1区総支部	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項国会議員関係政治団体
佐藤みつひろを育てる会	安 田 昌 次	水 野 幸 造
小節憲政研究会	矢 田 泰 崇	近 藤 健 道
全国旅館政治連盟岐阜県支部	土 屋 邦 夫	野 原 伸 之
宗宮てつや後援会	宗宮てつや後援会	宗宮てつや友の会
多治見市古田はじめ後援会	大 塚 利 彰	前 田 重 宏
垂井町榎橋泰文後援会	中 橋 昇	立 石 勲
野中裕一郎を育てる会	坂 本 俊 哉	宇 佐 美 優
博友会	木 下 裕 子	田 中 英 雄
林幹夫後援会	折 戸 孝 行	林 弘
古田はじめを育てる会	主たる事務所の所在地 揖斐郡揖斐川町北方432 5	揖斐郡揖斐川町北方1229
	主たる事務所の所在地 岐阜市数田南1 9	岐阜市数田南1 11 12
国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項国会議員関係政治団体
		法第19条の7第1項国会議員関係政治団体

山田良司後援会		衆議院議員
(公職の種類)		衆議院議員
公職の候補者の氏名及び公職の種類	山田良司 衆議院議員	

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体本組織団体が掲げられたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおりとする。

平成二十五年三月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会公告第二十六号

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
自由民主党岐阜県生衛支部	瀧 多賀男	赤 座 博	岐阜市三笠町2 7	平成24年12月31日	政党の支部	自由民主党	一以上市町村区域等
民主党岐阜県第2区総支部	橋 本 勉	松 田 光 世	大垣市林町5 23	平成24年11月16日	政党の支部	民主党	一以上市町村区域等
民主党岐阜県第4区総支部	今 井 雅 人	永 澤 裕 幸	可児市広見1854	平成24年11月14日	政党の支部	民主党	一以上市町村区域等
安藤よしやす後援会	安 藤 由 庸	安 藤 由 庸	瑞穂市本田1552 53	平成24年12月31日			
市川まさとし後援会	市 川 雅 敏	市 川 茂 美	恵那市大井町271 82	平成24年12月20日			
国民の生活が第一岐阜県総支部連合会	笠 原 多見子	矢 島 佳 介	岐阜市長良校文町17	平成24年12月31日			
たかの功後援会	高 野 功	高 野 功	安八郡神戸町川西38 2	平成24年12月31日			
中村重光後援会	中 村 博	小野島 三 郎	本巣市曾井中島15 7	平成24年12月31日			
21世紀を考えるぞぶ政治経済同好会	森 島 市之丞	高 松 宏 允	岐阜市黒野184	平成25年1月20日			
2020羽島の会	大 橋 正 行	大 橋 正 行	羽島市桑原町小藪423	平成24年12月31日			
山野日出光後援会	吉 本 進	花 井 真 志	土岐市土岐津町土岐口2253 1	平成25年1月30日			
若原かずひろ後援会	田 中 宏 幸	水 野 武 好	安八郡神戸町川西448 1	平成24年12月31日			

岐阜県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
大橋 正行	羽島市議会議員	2020羽島の会	羽島市桑原町小敷423 岐阜市神戸町三軒38-2	大橋 正行
高野 功	神戸町議会議員	たかの功後援会		高野 功

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十五年二月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜結婚フォーラム市民支援センター

三 代表者の氏名 三宅 敏行

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市西荘三丁目一〇番二二号

五 定款に記載された目的 この法人は、結婚環境に関する幅広い分野での調査・分析を基に未婚の男女に対して結婚に対する教育、交流相談などの事業を行い、結婚を取り巻く環境向上の促進を図るとともに、岐阜の活気ある元気なまちづくり推進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業道下地区の換地処分を平成二十五年二月十九日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

三 作業期間

平成二十四年八月二十二日から

同 二十五年一月三十一日まで

四 作業地域

岐阜市、高山市、多治見市、中津川市、美濃市、恵那市、土岐市、郡上市、下呂市、

不破郡関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町並びに加茂郡八百津町及び白川町

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間

平成二十四年八月二十二日から
同 二十五年一月三十一日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

三 作業期間

平成二十四年八月二十二日から
同 二十五年一月三十一日まで

四 作業地域

山県市及び揖斐郡池田町

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

大垣市

二 調査を行った地域

岐阜県大垣市上石津町牧田一色の一部（一色）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成二十三年年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県大垣市（上石津町牧田一色の一部）の地籍図
岐阜県大垣市（上石津町牧田一色の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年三月一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市駄知町の一部（駄知第4）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十二年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（駄知町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年三月一日

平成二十五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十五年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

平成二十五年七月七日（日）午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成二十五年九月十五日（日）午前十一時から午後四時まで

2 木造建築士試験

学科の試験

平成二十五年七月二十八日（日）午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

二 試験地

1 学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

2 設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

三 受験申込手続

1 郵送による受験申込

郵送による受験申込については、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができます。

(1) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成二十四年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は可否の通知書が貼付されている者

(2) 離島等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある者のうち、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(一) 受験申込受付期間

平成二十五年三月十九日（火）から同年四月三日（水）まで

(二) 受験申込方法及び郵送

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送してください。

〒一〇四 〇〇三一 東京都中央区京橋二 一四 一

財団法人建築技術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験申込に必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができます。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十五年三月二十八日（木）から同年四月三日（水）まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaetc.jp/>）に

3 おいて、必要な事項を入力して申し込んでください。

3 受付場所による受験申込

(一) 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所
平成二十五年四月十一日(木)から同年四月十五日(月)まで
午前十時から午後五時まで

岐阜市数田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎四階
社団法人岐阜県建築士会

(二) 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、三の3の(一)の受付場所に申込者本人が直接提出してくだ
さい。

四 学科試験の免除

平成二十三年又は平成二十四年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験にお
いて学科試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科試験
を免除します。

五 合格者の発表

平成二十五年十二月五日(木)の予定

なお、学科の試験の結果については、二級建築士は平成二十五年八月二十七日(火)、
木造建築士は平成二十五年九月十日(火)に発表の予定

六 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十五年六月十二日(水)頃から財団法人建築技
術教育普及センター東海北陸支部及び社団法人岐阜県建築士会の事務所に掲示する
とともに、学科の試験の試験場に掲示します。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため何らかの措置を希望する者は、あらかじめ
受験申込時にその旨を申し出たうえで、受付期間内に財団法人建築技術教育普及セ
ンター本部(業務第一課)(電話番号〇三 五五四 三〇五)にご連絡くだ
さい。

3 この試験の詳しい内容については、財団法人建築技術教育普及センター東海北陸
支部(電話番号〇五二 二六一 六八一六)又は社団法人岐阜県建築士会(電話番
号〇五八 二二五 九三六一)に問い合わせてください。

平成二十五年岐阜県警察官A採用試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平
成二十五年岐阜県警察官A採用試験を次のとおり実施します。

平成二十五年三月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
警察官採用試験	警察官A (男性)	五十人程度
	警察官A (女性)	五人程度
	警察官A (男性)	七十五人程度
	警察官A (女性)	十人程度

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者
の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

平成二十五年十月一日の採用に応じられる者で、次に掲げ
るもの

試験区分	受験資格
警察官A (男性) 警察官A (女性)	平成二十五年四月一日における年齢が三十一歳未満で、 大学を卒業した者又は採用予定日前に卒業する見込みの者
警察官A (女性)	人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者

次に掲げる者
一 平成二十五年四月一日における年齢が三十一歳未満で、

警察官 A (男性)
警察官 A (女性)

大学を卒業した者又は平成二十六年三月までに卒業する見込みの者
二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 志望する県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表
- 1 第一次試験
 - (一) 日時及び場所
平成二十五年五月十二日(日) 午前八時三十分から、岐阜市において行います。
 - (二) 方法
 - (1) 教養試験
大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む。)、判断推理、数的推理資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分に分けて行います。
 - (2) 作文試験
文章による表現力、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は第二次試験として評価します。
 - (三) 合格者の発表
平成二十五年五月二十日(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十五年六月上旬から七月上旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検 査		検 査 基 準
	警 察 官 A (男 性)	警 察 官 A (女 性)	
身長	一六〇センチメートル以上であること。	一五五センチメートル以上であること。	
体重	四七キログラム以上であること。	おおむね四五キログラム以上であること。	
胸囲	七八センチメートル以上であること。		
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。		
色覚	職務遂行に支障がないこと。		
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。		

(2) 体力検査

敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。

(検査予定種目) 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力、二十メートルシャトルラン)

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行に必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者の発表

第一次試験、第二次試験の成績及び受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、平成二十五年七月下旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により合否結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された後、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦されて採用者が決定されます。採用予定日は、原則として警察官A(男性)及び警察官A(女性)が平成二十五年十月一日、警察官A(男性)及び警察官A(女性)が平成二十六年四月一日です。

ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、六か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就くこととなります。

六 給与等

平成二十五年新採用者の初任給は、大学卒業者で二十万八千円が支給され、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 他県と共同で実施する採用試験

岐阜県では、愛知県の依頼を受け、大学卒業者又は大学卒業見込み者を対象とする警察官A(男性)採用共同試験を実施しています。

愛知県の警察官を志望する場合は、愛知県を第一志望又は第二志望先に選択し、岐阜県で実施する警察官A(男性)又は警察官A(男性)採用試験を受験できません。ただし、愛知県を第一志望先とした場合は、岐阜県を第二志望先にすることはできません。

なお、愛知県は、「三 受験資格」の年齢(愛知県は昭和五十八年四月二日以降に生まれた者)並びに「六 給与等」において異なっています。また、愛知県の採用予定人員は若干人で、採用予定日は平成二十六年四月一日です。

八 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページから入手することができます。

岐阜県庁ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-police/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った返信用封筒(宛先明記の角形二号封筒)を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要な事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分(「警察官A(男性)受験」、「警察官A(女性)受験」、「警察官A(男性)受験」又は「警察官A(女性)受験」)を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、〒五〇〇八五〇一(住所不要)岐阜県警察本部警務課宛

郵送してください。

なお、受験票は申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を指定された場所に貼り、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十五年四月三日(水)から四月十九日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。

郵送の場合は、四月十九日までの消印があるものに限り受け付けます。
九 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。
十 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 八七九六）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七一 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 X線マイクロアナライザ 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成24年11月14日
- 4 落札者を決定した日 平成24年12月26日
- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦2丁目2番2号
芙蓉総合リーヌ株式会社 名古屋支店
支店長 江口 文人
- 6 契約金額 46,472,580円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 - (1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課
 - (2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

平成二十五年三月一日 終止

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 岐阜文芸社